

「知」の集積と活用による研究開発モデル事業に関するQ&A(平成29年度版)

番号	質問事項	回答
コンソーシアムについて		
1	研究コンソーシアムの設立方式として、「規約方式」、「協定書方式」、「共同研究方式」があるが、違いは何か。	<p>研究コンソーシアムの設立方式の違いについて、まとめると以下のようになります。</p> <p>①規約方式 委託事業を実施すること等について規約を策定し、規約と別の書面で研究コンソーシアムを構成する参画機関の同意を得る方法</p> <p>②協定書方式 委託事業を実施すること等について研究コンソーシアムを構成する参画機関が規約をあわせて記載した協定書を交わす方法</p> <p>③共同研究方式 委託事業を実施すること等について研究コンソーシアムを構成する参画機関の間で個々に共同研究契約を締結する方法</p> <p>なお、共同研究方式をとる場合は、協定書方式の内容を個々の研究機関で共同研究契約を締結することになるため、ひな形はございません。契約内容はコンソーシアムの実情に合わせ適宜工夫していただければと思います。</p>
2	採択された場合、委託契約を生研支援センターと研究代表機関が締結するまでに、研究代表機関は研究コンソーシアムを構成する全ての構成員より研究倫理教育を実施した旨の「研究倫理に関する誓約書」の提出を受けてまとめて提出する必要があるとのことだが、どのような倫理教育を行えば良いか。	<p>研究倫理教育の参考となる下記のウェブサイトをご参照下さい。</p> <p>○研究倫理eラーニングコース(日本学術振興会) https://www.netlearning.co.jp/clients/jsp/top.aspx</p>
3	提案書に記載したコンソーシアムの全構成員がプラットフォームの構成員として届出をする必要があるのか？ また、産学官連携協議会への会員登録は必要か？	<p>公募要領の3の(1)の①にあるように、協議会に参画する者でプラットフォームを構成し、プラットフォームに所属する会員でコンソーシアムを形成することとなり、両方が必要です。</p>
4	農林漁業者が、研究コンソーシアムに参画することは可能か？	<p>農林漁業者も研究機関として参画することが可能です。(e-Radの登録も可能。)</p> <p>しかし、本事業では研究コンソーシアムの構成員は、法人格を有する者であることが要件となっているため、個人での参加は出来ません。研究コンソーシアムに参画せず、実証的な研究の協力農家として関わる場合は、実証研究を担当している参画研究機関から、必要な経費(依頼出張費、役務費、謝金等)を受け取る形となります。</p>
5	海外の研究機関も、研究コンソーシアムに参画することは可能か？	<p>海外の研究機関の参画については、個別の判断が必要となりますので、あらかじめご相談ください。</p>
6	公募要領の3の(2)※書きでは、『研究機関等とは、民間企業……協同組合等の法人格を有する者…』となっているが、任意団体はコンソーシアム構成員になれるのか。 民間企業が構成員となっている協議会(任意団体)が研究開発プラットフォームの主要構成メンバーとなっており、産学連携で研究開発に取り組む予定であるが、今回の構成員になれるのか(人件費等も発生する予定)。	<p>本モデル事業では、法人格を持たない任意団体は、コンソーシアムの構成メンバーになれません。</p> <p>本モデル事業に参加を希望するならば、参加を希望する企業個々が産学連携協議会及びプラットフォームに加入し、コンソーシアムの構成メンバーになる必要があります。</p>
7	プロデューサー人材は、コンソーシアムの研究体制に参加して良いか？	<p>プロデューサー人材の参加は想定しておりません。また、仮にプロデューサー人材が研究体制に参加する場合には、プロデューサー人材としての経費は委託費の対象外となります。</p> <p>なお、プロデューサー人材が研究分担者として研究体制に参加する場合には、経費の区別を明確にさせていただく必要がありますので、事前にご相談ください。</p>

番号	質問事項	回答
8	公募要領の4の(3)の①に、「自己資金を負担する民間企業については、直近3期の決算報告において、⑦1期でも債務超過が有る、⑧3期連続して経常損失を計上している、場合は採択されないことがある」が、該当する場合、応募を諦めるしかないか？	当該要件は、3～4年という研究期間にわたって、自己資金を負担する民間企業が研究費の負担分を抛出する体力があるかを判断するために設定しています。コンソーシアム全体として、自己資金分を必ず確保できる見込みがある場合は、個別にご相談ください。
9	研究代表者と研究実施責任者は、何が違うのか。 また代表機関の場合は、研究代表者と研究実施責任者を同じにしているのか。	研究代表者とは、研究計画全体の責任者です。 研究実施責任者は、研究コンソーシアムの構成員毎の研究責任者で、構成員毎に1名をおいて頂きます。 また代表機関の場合、研究代表者と研究実施責任者が同一人物でも構いませんが、研究コンソーシアム全体と所属研究機関の研究がそれぞれ着実に実施されるよう努めて下さい。 なお契約の際には、生研支援センターと研究コンソーシアムの代表機関が契約を締結することになりますが、その際の締結者は代表機関の契約権限を有する者になります。
10	研究代表者は、研究者でなくても良いか。	研究代表者は必ずしも研究者でなくても構いませんが、研究コンソーシアム等の責任者として、研究の企画・立案及び進行管理の中心となって、毎年度、試験研究計画に基づく研究成果の評価を行う評議委員会等にも対応していただく必要があります。
11	経理責任者は、研究分担者を兼務できるか。 またこの場合、研究に従事した者の人件費は、直接経費の人件費として計上できるということで良いか。	別紙2提案書様式の「13.参画機関及び研究者情報」の注意書きの(注2)に「研究実施責任者と経理責任者はそれぞれ別の者である必要があります。」との記載があります。 つまり、研究分担者が当該所属機関の研究実施責任者であれば、兼務はできません。 なお、人件費の支出については、研究に携わった時間は直接経費の人件費から、経理事務に携わった時間は間接的経費(いわゆる一般管理費等)からの支出になります。何れも、作業日誌を作成し、適正な時間管理をお願い致します。
研究管理運営機関について		
12	研究管理運営機関とは何か？ また、これを設置する場合の手続きは、どうなるのか。	研究コンソーシアム内に、研究代表機関以外の他の研究機関へ資金を配分するための経理事務体制等が十分に整っている研究機関等が存在しない場合、研究代表機関に代わって、経理執行業務を担う機関(研究管理運営機関)をコンソーシアム内に設けて、そこが資金配分等に係る事務を行うことができます。また、そうした研究管理運営機関の経理執行業務に必要な経費についても委託費の対象となります。
13	公募要領の『研究管理運営機関』の要件として「③研究代表者と一体となって研究を推進できる地域に所在すること」とありますが、具体的にどの程度まで認められるのか。 例えば代表機関の所在地から見て、①同一の都道府県内、②隣接した都道府県、③隣接していない都道府県、のどこまで認められるのか。	当要件の具体的な基準は定めていませんが、遠方の場合は、どのように一体として研究を推進するか、ご説明いただければと思います。
14	資金配分等に係る業務を研究管理運営機関が行う場合、生研支援センターとの契約の締結は、どこが行うことになるのか。	研究管理運営機関の契約権限のある者と、委託契約を締結することになります。
15	資金配分等に係る業務を研究管理運営機関が行う場合、提案書の研究代表機関の経理統括責任者は、誰を記入すれば良いか。	研究代表機関の経理統括責任者は記入しなくても良いですが、研究管理運営機関の経理責任者が経理統括責任者として位置づけられることになります。

番号	質問事項	回答
備品・機械等について		
16	導入した機械や設置した試作品の所有者は、誰になるのか。	事業実施期間(研究期間)中の機械や試作品の所有者は、研究コンソーシアムのいずれかの構成員となります。 なお、事業実施期間(研究期間)中においては、研究コンソーシアム内で所有権を移転することは可能です。 ※試作品とは、市販されている既存の機械・施設とは構造や性能等が異なるもので、当該試作品自体に研究要素があるものを指します。 また、試作品設置のための研究期間中の借地料も経費の対象と出来ませんが、土地の購入は出来ません。
17	導入・設置した施設(試作品)等の事業終了後の取扱いは、どうなるのか	導入・設置した施設(試作品)については、事業終了後は原状回復、すなわち解体・撤去していただくか、引き続き研究目的で継続使用していただくこととなります(他者へ売り払うことはできません)。
18	研究グループの構成員となっている研究機関が、入札等によって試作品を導入することは可能か。	研究の要素のある試作品を、通常の機械・備品のように入札等で導入することはできません。 研究目的で試作品を導入しようとする場合は、試作品を設置する企業も研究コンソーシアムの一員として参加していただき、研究計画に沿って自ら設置(試作)していただく必要があります。 この場合、試作品を導入するために必要な経費(材料費、労務費、設計費等)については委託費の対象とすることはできますが、利益を計上することはできません。
試験研究の実施について		
19	現在取り組んでいる公的資金(他省庁の事業等を含む)による研究開発を、引き続き当該事業で研究できるのか。	まずは、現在実施中の研究開発について、当初の計画に沿って取りまとめを適切に行ってください。 その上で、その成果を踏まえて、「更に発展的に新たな課題について研究を実施する」、又は「これまで取り組まなかったテーマ・課題を新たに取り組む」といった形で、実施中の実証研究と今回の本事業との区分けをしっかりと整理いただく必要があります。 具体的には、当該研究開発の研究内容、研究成果に係る評価・分析及び本事業で新たに取り組む意義・必要性を整理して頂くこととなります。
20	研究コンソーシアムの構成員であるA社とB社が、それぞれ別のテーマで委託研究に携わっている。 A社が担当するテーマについて、当初は予定していなかったがB社の協力が必要となった場合、当該業務をA社から(A社の研究費用で)B社に発注することは可能か。	1つの研究計画を共同で実施しているコンソーシアムですので、A社からB社に発注することはできません。 研究計画(研究担当)を見直し、研究に取り組んで下さい。
21	研究の委託契約は誰と誰が行うのか。 また、委託費は誰に交付されるのか。	委託契約は、事業実施主体である生研支援センターと研究コンソーシアムの代表機関との間で行うこととなります。 また委託費は、生研支援センターと契約をした研究コンソーシアムの代表機関へ交付されます。委託費の交付を受けた代表機関は、研究コンソーシアム内の規約等に基づき、共同研究機関等へ委託費を配分することとなります。 なお研究管理運営機関を設けた場合は、代表機関が変わって当該業務を行うこととなります。
22	本プラットフォームでは、大学教授に個人会員(研究者)として入っていただいているが、個人ではコンソーシアムの構成員になれず、組織(例えば〇〇大学大学院〇〇科)でなければならないのか。 また本モデル事業では、コンソーシアム構成員以外に再委託できないとのことだが、所属組織(大学)が産学官連携協議会に入り、プラットフォームメンバーでなければ、個人会員の先生に対し、研究の一部をお願いすることはできないということか。	大学の教授として研究者がコンソーシアムに参加される場合には、法人格を有する大学が締結協定や共同研究契約等を締結してください。 大学の教授としてではなく、単に個人として参加するものは、本事業では対象としていません。 また本事業では、コンソーシアムの構成員以外への再委託だけでなく、構成員への再委託もできません。なお、コンソーシアムの構成委員以外が本事業に参加することはできません。
23	モデル事業実施期間中に一定の成果を得た場合、この成果を用いた流通・販売をモデル事業期間中に行うことは可能か?	実証試験としての流通・販売を行うことは可能です。 また「一定の成果」を得た段階で、本事業での研究継続の要否を判断し、事業を終了することも可能です。

番号	質問事項	回答
24	研究終了時から8年間は成果の活用状況を生研支援センターに報告することになっているが、販売収益が増えた際に適用される収益納付規程も、8年間も義務が課せられるのか。	収益納付の規程は、事業実施期間中に限って適用されるため、事業終了後は課せられません。 なお収益納付については、単に販売額が増加した場合において直ちに求められるものではなく、収益が相当程度増加した場合において、一定の計算のもとに算定されるものです。
25	本事業で得られた知的財産権(特許権等)は、誰に帰属するのか。	日本版バイ・ドール条項(産業技術力強化法第19条)に基づき、一定の手続きを行っていただいた上で、原則、委託先に帰属することとなります。 なお、知財の取扱いについては、「農林水産研究における知的財産に関する方針」(平成28年2月農林水産技術会議)に基づくほか、研究コンソーシアム内であらかじめ知的財産の取扱いに関する合意書(知財合意書)を作成し、合意していただきます。合意書の内容については、研究の進捗に応じて、適宜見直してください。 合意書に盛り込むべき内容としては、①秘密保持、②研究成果の権利化等の決定手続、③研究成果に係る知的財産権の帰属、④知的財産権の自己実施及び実施許諾、⑤委託研究等の体制変更への対応、⑥合意内容の有効期間等、が考えられます。
研究開発費(マッチングファンド等)について		
26	マッチングファンドのコンソーシアム側負担は最低で年間2千万なのか？ 研究内容によっては、そこまで出さなくても良いとも考えるが、年間最低2千万～最高1.5億を予算化する必要があるのか？	当マッチングファンド事業(生研支援センター支出分:企業負担分=2:1以上)については、最低事業費総額6,000万円とさせていただいておりますので、企業等からの持ち出しは、最低2,000万円が必要となります。 予算規模を満たさない場合は、採択の対象にはなりません。 この企業分の金額については、1企業だけではなく、コンソーシアムの複数の構成員(企業)から提供された金額の合計でも大丈夫です。 最低事業費は公募時の要領を確認下さい。
27	企業が準備する2千～1.5億円/年は、参画企業側が社内で予算化し、年度末に使用したことが分かる領収書等の書類を揃えれば良いか？	自己資金分の経費については、通常の委託費と同様に年度末に実績報告書を提出していただき、支出した経費の状況について、帳簿、作業日誌等により確認させていただきたく予定です。その際、企業の支出分が不足していたらその分、委託費も減額となります。 また、支出費目ですが、公募要領の4の(3)の⑦にあるように、「生研支援センター支出する委託費とコンソーシアムが負担する自己資金は、帳簿及び証拠書類(伝票等)は分けて管理すること。」が必要です。
28	事業資金の流れについて、まずは企業が全額負担した後、生研支援センターから負担額が支払われることになるのか。	生研支援センター支出分については概算払もできますが、年度末の実績報告の時点で、当方の委託費が減額となり、過払いが発生した場合には、過払い分はすみやかに返還していただくことになります。
e-Radについて		
29	応募申請時のe-Radへの登録は、代表研究機関と研究代表者のみで良いか？	応募時点では、代表研究機関と代表研究者の登録のみで大丈夫です。 なお、採択後はエフォート管理の必要がありますので、研究分担者全員の登録をお願いします。
30	e-Radの応募画面のうち、「応募時予算額」タブには、申請書中の「12.各研究機関等の研究費の詳細見込額(研究支援センター支出分)」の額を記入すると思うが、「応募時予算額」タブには申請書にある「③消費税相当額」の欄がない。どの欄に記入すれば良いか？	e-Radの設定上、「③消費税相当額」の欄は元々ありませんので、直接経費に「その他(その他経費)」として、消費税相当額を記載する欄を設けております。
経費について		
31	間接的経費(いわゆる一般管理費等)は直接経費の15%以内となっているが、これはコンソーシアムの構成員単位で設定することが必要か。	研究コンソーシアム全体で15%以内です。研究コンソーシアム全体の15%の内数で、必要な経費であれば、構成員によっては15%を超えることがあっても構いません。 なお、「間接的経費(いわゆる一般管理費等)」は、競争的資金の「間接経費」とは異なり、本委託事業に必要な管理経費に限定されますので、御注意下さい。

番号	質問事項	回答
32	間接的経費(いわゆる一般管理費等)は、税込みで15%までか。	<p>間接的経費(いわゆる一般管理費等)として計上できるのは、税込みで直接経費の15%までとなっています。</p> <p>なお、契約締結までは単純に15%を計上していただいて構いませんが、年度末の報告の際には、上記のとおり実際にかかった金額を算出していただく必要があります。</p>
33	研究の再委託や業務の外注は、支援対象となるのか。	<p>本事業は、研究コンソーシアム方式による事業であることから研究コンソーシアム以外の機関に再委託することは認められません。 実証研究や業務の内容に研究要素を含む場合は、当該研究や業務を直接行う機関が最初から研究コンソーシアムに参画して頂く必要があります。</p> <p>一方、研究開発要素を含まない単なる業務の外注等については、雑役務費等で措置できます。 具体的な例としては、実証研究の中で、アプリケーションの開発・設計を実施する場合、研究コンソーシアムがアプリケーションの仕様を設定した上で、単純なアプリケーションの作成のみを外部の企業へ発注する場合は委託費の対象とすることは可能です。</p> <p>一方、外部発注するアプリケーションの内容そのものに研究要素がある場合は、委託研究の再委託とみなされるため外部発注できませんので、発注先の企業も共同研究機関として研究コンソーシアムに参加していただく必要があります。</p>
34	機器を購入することは、可能か。	<p>本事業の試験研究計画で使用するものは購入可能ですが、リース等で経費が抑えられる場合は、経済性の観点から可能な限りリース等で対応してください。この場合のリース契約については、ファイナンスリースは対象となりませんのでご注意ください。</p> <p>なお研究要素のある機械の改良を行う場合は、機械メーカーが最初から研究コンソーシアムに参画して頂く必要があります。この場合、機械メーカーは利益を排除した形で当該機械を持ち込み、改良したり、実証したりする必要な経費を委託費として受け取るようになります。</p>
35	パソコンやデジカメも、購入することは可能か。	<p>直接経費と間接的経費(いわゆる一般管理費等)を問わず、本来、受託者の負担により整備すべき机、椅子、書庫等の什器、パソコン、デジカメ又はその周辺機器など、汎用性の高い事務機器等の購入は原則として認められません。</p>
36	建物を建設することは、可能か。	<p>通常市販されている一般的な建物については、経費の対象とすることはできません。</p> <p>ただし、研究開発要素のある試作品(仮設物)(以下「試作品」という。)として設置する場合には、それに係る加工費・試作費、資材費、役務費等を計上することができます。</p> <p>※試作品とは、市販されている既存の機械・施設とは構造や性能等が異なるもので、当該試作品自体に研究要素があるものを指します。 また、試作品設置のための研究期間中の借地料も経費の対象と出来ませんが、土地の購入は出来ません。</p>
37	既存設備等の改良・改造は、対象経費となるのか。	<p>本事業による研究のための試作品として取り扱うことが出来るのであれば、既存設備を含めた機械、施設の改良・改造に係る経費を対象経費にすることが可能です。</p> <p>ただしその場合、当該設備等は本事業に関わる研究以外の目的で使用することは出来なくなりますので、御注意下さい。 また、耐用年数がある程度経過した機械・施設を元に、実質的な修繕を含む改造や、耐用年数が延びる改造を行った場合、試作品の「資産価格」や「耐用年数の残存期間」に一定の注意が必要です。</p>
38	自社製品を元に改造を加えるが、材料費として委託費に計上して良いか。	<p>自社や100%子会社等から調達する場合の費用も計上できますが、その際は利益を排除した価額で計上してください。</p>
39	経費の対象となる人件費とは何か。	<p>次のとおりとなります。</p> <p>人件費： 研究開発に従事する開発責任者や臨時に雇用する研究員等の給与、諸手当、法定福利費等 賃金： 研究補助員(アルバイト、パート)の賃金、諸手当、法定福利費等</p> <p>なお、作業日誌及び雇用契約書等により、本事業に係る費用であることを確認できる必要があります。</p>

番号	質問事項	回答
40	複数の企業や大学が参画して実証研究を予定しているが、人件費単価はそれぞれの組織により異なっている。 経費の対象となる単価は統一されているのか。	人件費単価は、それぞれの機関ごとに給与規定等で定められた単価を用いていただいております。
41	公募要領には支払対象となる直接経費に「⑤その他必要に応じて計上可能な経費」が記載されているが、これは具体的に何を想定したものか。	これには、研究実施に当たって必要となった外国人招聘旅費・滞在費等が想定されます。 ただし、どうしても他の費目では計上できないものだけを想定しているものであり、①～④の費目とくらべて⑤の費目は厳しく査定されますので、ご承知ください。
42	本課題の研究分担者1名がエフォート60%で参画する時、当該研究分担者のエフォート20%以上に相当する人件費を自己資金額に計上し、残りのエフォート40%未満に相当する額を直接経費として申請することは可能か。	公募要領の4の(3)の⑦に、「生研支援センター支出する委託費とコンソーシアムが負担する自己資金は、帳簿及び証拠書類(伝票等)は分けて管理すること。」とあり、研究分担者1名の人件費を分けることは出来ないと考えております。
43	同一機関の研究分担者3名の人件費単価とエフォートが同じ場合、当該研究分担者1名分の人件費を自己資金額に計上し、残りの研究分担者2名分の人件費を直接経費として申請することは可能か。	公募要領の4の(3)の⑦に、「生研支援センター支出する委託費とコンソーシアムが負担する自己資金は、帳簿及び証拠書類(伝票等)は分けて管理すること。」とあり、別管理が可能かどうかで判断願います。
44	全研究分担者の人件費総額を各人の単価・エフォートを元に算出し、人件費総額の1/3以上に相当する額を自己資金額に計上し、残りの総人件費の2/3未満に相当する額を直接経費として申請することは可能か。	公募要領の4の(3)の⑦に、「生研支援センター支出する委託費とコンソーシアムが負担する自己資金は、帳簿及び証拠書類(伝票等)は分けて管理すること。」とあり、研究分担者1名毎の管理が必要です。
45	研究分担者として本申請に含まれない者の人件費を、自己資金額に計上することは可能か。	「本申請に含まれない者」は対象外となります。 また、事務補助員等の賃金(：間接的経費)は、自己資金分として計上できません。
46	評価の結果、委託研究が中止又は縮小となり、リース契約により導入していた機械等のリース契約を前倒しで解除する必要がある場合、違約金を委託研究費から支出しても良いか。	このような場合は、リース契約解除に伴う違約金を支払うことについては致し方ないと考えております。 ただしリース契約が事業終了後もある場合は、その分のリース料・違約金相当分を本事業予算に計上することはできませんので御留意願います(事業終了後分については自己負担願います)。